

令和7年度 大崎町デジタル地域通貨「オオサキポイント」事業実施要領

1 概要

(1) 目的

本事業は、地域内での経済循環を促進し、町民の健康増進を図るとともに、誰もが安心してデジタル社会に参加できる環境を整備することを目的として、デジタル地域通貨「オオサキポイント」を導入するものである。地域資源の活用と健康行動の促進を通じて、持続可能で活力あるまちづくりを推進するとともに、ICTの利活用によるデジタルディバイドの解消を目指す。

(2) 実施期間

令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）まで

(3) 実施団体

大崎町

(4) デジタル地域通貨の名称

①名称 オオサキポイント

②単位 1ポイント=1円

③利用形態 デジタル地域通貨アプリ「chiica」およびオオサキポイントカード

2 利用者

①対象者 大崎町在住者

- ・令和7年10月1日現在で大崎町に住所を有する住民にオオサキポイントカードを配布
- ・令和7年10月2日以降に大崎町に転入された方や新たに出生された方へも順次配布する

②利用方法

- ・カードで利用する
- ・スマートフォンにポイントを移行して利用する

③利用開始

令和7年11月20日（木）

3 加盟店

(1) 対象店舗

大崎町内の店舗で大崎町が登録した加盟店とする。

(2) 決済方法

- ①利用者がスキャンする方法（ユーザースキャン）
- ②店舗がスキャンする方法（ストアスキャン）
- ③上記の①と②の両方

(3) デジタル地域通貨の清算

- ①清算回数 毎月 3 回
- ②清算締日 每月 10 日, 20 日, 月末
- ③清算方法 加盟店が指定した銀行口座への振り込み

(4) 再交付

オオサキポイントカードの再発行代はカード 1 枚当たり 300 円とする。

4 オオサキポイントの発行

(1) 概要

大崎町が主催する健康づくり事業や課題解決のための活動に対するインセンティブとして、オオサキポイントを付与し、町民活動の活性化と地域内の経済循環を図る。

(2) ポイント利用期間

令和 7 年 11 月 20 日（木）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(3) 対象者

事業や各種活動に参加された大崎町民

(4) チャージが可能な場所

- ・セブン銀行 ATM、役場、野方支所

(5) ポイント対象事業

区分	金額	備考
オオサキポイント事業	1 億 5,082 万ポイント	<ul style="list-style-type: none">・大崎町が主催する事業に付与されるポイント①地域応援ポイント事業②スマートフォン購入促進ポイント事業③健康促進ポイント事業④地域通貨促進ポイント事業
現金チャージ額（マネー）	4 億 7,200 万ポイント	セブン銀行 ATM、役場、支所等でオオサキポイントをチャージした金額
還元ポイント	4,720 万ポイント	⑤町制施行 90 周年記念ポイント還元事業 オオサキポイントの利用額（現金チャージ）に応じて、10%が利用者に還元されるポイント

①総額 6 億 7,002 万ポイント（6 億 7,002 万円相当）

②有効期限 事業ごとに決定する

1) 地域応援ポイント事業

【概 要】

地域内経済の循環と地域の活性化を目的として、全町民を対象に一人 10,000 ポイントを付与する事業。町内の加盟店で利用可能とすることで、地域通貨の流通を促進し、地元商店の支援や消費喚起につなげることを目的とする。地域全体のつながりと活力を高め、持続可能な街づくりを推進する。

【要 件】

- ・令和 7 年 10 月 1 日時点で本町に住所を有する住民の方

【ポイント】

- ・10,000 ポイント

【ポイントの使用期限】

- ・令和 8 年 3 月 31 日 (火)

2) スマートフォン購入促進ポイント事業

【概 要】

より多くの町民の皆さんにデジタルサービスを利用できるよう「初めてスマートフォンを購入された 65 歳以上の方」に対して 20,000 ポイントを付与する。

【要 件】

- ・初めてスマートフォンを購入した方（令和 7 年 10 月 1 日以降に購入された方）
※フィーチャーフォン（通称ガラケー・ガラホ）からの買い替えも対象
- ・町内在住者で令和 7 年度に 65 歳以上の方
- ・町が指定するアプリをインストールできる機種であること

【ポイント】

- ・20,000 ポイント

【申請締切】

- ・令和 8 年 3 月 31 日 (火)

【ポイントの使用期限】

- ・令和 8 年 3 月 31 日 (火)

3) 健康促進ポイント事業

【概 要】

町民の健康増進と生活習慣予防を目的に、ウォーキング活動や健康イベントへの参加を促す事業。日々の歩行やウォーキング大会参加などの行動に対してポイントを付与し、地域通貨として町内の加盟店で利用することで、健康意識の向上と地域経済の活性化を同時に図る。

【要 件】

- ・健康アプリ「まるけん」を登録して、日々のウォーキング活動や体調、体重、血圧などの健康情報を記録すると月最大 1,000 ポイントを付与する
- ・町が指定するウォーキング大会等に参加するとポイントを付与する。ただし、イベントごとに付与されるポイント数は異なる。

【ポイント】

- ・健康アプリ「まるけん」 月最大 1,000 ポイント
- ・ウォーキング大会等参加 イベントごとに定められたポイント

【ポイントの付与期限】

- ・令和 8 年 3 月 31 日 (火)

【ポイントの使用期限】

- ・イベントごとに異なる

4) 地域通貨促進ポイント事業

【概 要】

町民のデジタル活用を促進し、地域全体のデジタル化を推進するため、地域通貨アプリ「chiica」や健康アプリ「まるけん」を登録した町民に対して 3,000 ポイントを付与する事業。スマートフォンの活用を支援することで、デジタルデバイドの解消を図り、誰もが地域サービスを便利に利用できる環境づくりを目指す。

【要 件】

- ・町が指定するアプリを登録して利用すること。

【ポイント】

- ・3,000 ポイント

【アプリ登録締切】

- ・令和 8 年 3 月 31 日 (火)

【ポイントの使用期限】

- ・令和 8 年 3 月 31 日 (火)

5) 町制 90 周年記念ポイント事業

【概 要】

地域通貨事業は、町民がオオサキポイントカードやスマートフォンを活用して地域内での消費を促進することで、経済の循環を図るとともに、チャージ額に対して 10% のポイント還元を行うことで利用意欲を高める事業。全町民がデジタルの恩恵を享受できる環境を整備し、世代間のデジタル格差の解消も目指す。

【要 件】

- ・チャージする時点で大崎町民であること

【ポイント】

- ・チャージした現金の額に対して 10% のポイントを還元

【チャージの限度額と付与上限ポイント】

- ・1 人あたりのチャージ額 50,000 円まで (年度上限 5,000 ポイント)

【発行期間】

- ・発行期間 令和 7 年 12 月 1 日 (月) から令和 8 年 3 月 31 日 (火)

【ポイントの使用期限】

- ・令和 8 年 3 月 31 日 (火)

【マネーの使用期限】

- ・デジタル地域通貨を最後に利用した日から起算して2年を経過した日まで